

# 桑名市住宅等就職応援一時金支給事業実施要綱

令和7年1月31日

告示第47号

改正 令和7年11月18日告示第258号

## (目的)

第1条 この告示は、新たに市内の私立認可保育施設及び私立幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下「保育施設等」という。）に就職し、かつ、市内に居住する保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）に、桑名市住宅等就職応援一時金（以下「一時金」という。）を支給することにより、保育士等の確保を図るとともに、本市への移住及び定住を促進することを目的とする。

## (支給対象者)

第2条 一時金の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以後に新たに市内の保育施設等に直接雇用された者
- (2) 保育士若しくは幼稚園教諭のどちらか片方又は両方の資格を有し、保育施設等の就業規則に定められた勤務時間数を満たす常勤職員又は日6時間以上かつ月20日以上の非常勤職員で、保育に従事する者
- (3) 勤務を開始した日から6月以上継続して同一の保育施設等に勤務する者
- (4) 市に住民登録がある者又は就労の内定日以後勤務を開始する日まで若しくは勤務を開始した日から90日以内に転入した者（以下「転入者」という。）であって、勤務を開始した日から6月を経過する日まで継続して市内に居住するもの
- (5) この告示による一時金の支給を受けていない者又は支給を受けた後、離職してから3年以上経過した者
- (6) 市税等（桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）第5条第2項に規定する市税等をいう。転入者にあっては、転入前住所地での住民税を含む。）の滞納のない者

## (一時金の額)

第3条 一時金の支給額は、10万円とする。

2 前条の要件に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、15万円を加算する。

- (1) 転入の前に市外での居住期間が1年以上ある転入者
- (2) 市に住民登録があり、住民票を移さず学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学等（以下「修学施設等」という。）に通学するため市外に居住し、保育施設等に就労するために市に居所を移動する学生

## (支給申請)

第4条 一時金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、勤務を開始した日（転入者にあっては勤務を開始した日又は転入した日のいずれか遅い日）の年度内に、桑名市住宅等就職応援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、保育施設等を通して市長に申請しなければならない。

- (1) 保育士登録証若しくは幼稚園教諭免許状のどちらか片方又は両方の写し
- (2) 雇用契約書等勤務を開始した日が確認できる書類の写し
- (3) 振込先口座情報を確認できる書類
- (4) 転入前住所地での住民税非課税証明書又は納税証明書（転入者に限る。）
- (5) 修学施設等の卒業証明書の写し及び市外に居住していたことがわかる書類（前条第2項第2号に該当する者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者を雇用する保育施設等は、申請書の内容に誤りがないことを証明し、市長に提出しなければならない。

## (支給決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは、支給の決定を行い、桑名市住宅等就職応援一時金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

## (一時金の請求)

第6条 市長は、前条に定める一時金の交付を決定した日を申請者からの請求日とし、速やかに一時

金を交付するものとする。

(交付方法)

第7条 一時金の交付方法は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、第5条の規定により一時金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時金の支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) 勤務を開始した日から6月以内に自己都合若しくは懲戒処分により離職したとき、又は市から転出したとき。ただし、災害、疾病等やむを得ない事由による場合を除く。
- (3) 支給の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が特に不適当と認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により一時金の支給の決定を取り消したときは、桑名市住宅等就職応援一時金支給決定取消通知書（様式第3号）により支給決定者に通知するものとする。

(一時金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により一時金の支給の決定を取り消したときは、既に支給した一時金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年11月18日告示第258号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

桑名市住宅等就職応援一時金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

桑名市住宅等就職応援一時金の支給を受けたいので、桑名市住宅等就職応援一時金支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、支給を受けるにあたっては、誓約事項について誓約し、交付決定された場合、交付決定日を請求日とし下記のとおり請求します。

支給申請者兼誓約者 氏名（自署）

支給申請額

円

申請者

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒		
電話番号		メールアドレス	
資格	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭		
雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員（日6時間以上かつ月20日以上勤務）		
就労先			
勤務開始日	年 月 日		
転入前住所 ※転入の場合	〒	転入日	年 月 日

誓約事項

- 申請書及び提出書類の内容は全て事実と相違ありません。
- 勤務を開始する日から6月を超えて継続して、同一保育施設等で保育に従事し、かつ桑名市に居住します。
- 要綱第6条第1項の規定に該当する場合は、保育施設等を通して市に申し出ます。また、既に一時金の支給を受けている場合は速やかに返還します。
- 支給申請に係る要件や就労状況等の確認のために、市が保有する個人情報等を閲覧することや、官公署等に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることが、また、就労先に調査や情報共有を行うことについて同意します。
- 市税等（市に納付する使用料や手数料等を含む）の滞納はありません。  
※本市へ転入する前の住所地において課されたものも含む。
- 市が行う本事業に関する調査等に協力します。
- 本申請をもって市の保育士・幼稚園教諭登録を行うとともに、市からの情報発信を受けることに同意します。
- （要綱第3条第2項第1号の一時金の加算に該当する転入者）  
就労内定日以降に転入し、転入前の1年間においては、継続して市外に居住していました。

振込先（申請者名義）

金融機関名		支店名							
口座種別	1.普通 2.当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

添付書類

- 保育士登録証若しくは幼稚園教諭免許状又はその両方の写し
- 雇用契約書等勤務を開始した日が確認できる書類の写し
- 振込先口座情報を確認できる書類
- 【転入者】住民税非課税証明書又は納税証明書
- 【住民票を移さず修学施設等に通学するため市外に居住していた学生】  
修学施設等の卒業証明書の写し及び市外に居住していたことがわかる書類

事業所証明

申請者は、当施設で雇用している保育に従事している職員であり、申請書に記載した内容（資格・雇用形態・就労先・勤務開始日等）に誤りがないことを証明します。

年 月 日

保育所等の所在地

保育所等の名称

代表者の職及び氏名

印

（申請者） 様

桑名市住宅等就職応援一時金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑名市住宅等就職応援一時金の支給について、下記のとおり決定しましたので、桑名市住宅等就職応援一時金支給事業実施要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

桑名市長

印

記

1 一時金の額 円

2 一時金の対象となる事業 桑名市住宅等就職応援一時金支給事業

3 一時金の支給の条件は、以下のとおりとする。

- ① 桑名市住宅等就職応援一時金支給事業実施要綱の規定を遵守すること。
- ② 勤務を開始した日から6月以内に離職又は転出するときや、保育に従事しなくなるとき等、支給の要件に該当しなくなるときは、勤務先を通して市に申し出ること。また、既に一時金の支給を受けている場合は、速やかに返還すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

桑名市長

桑名市住宅等就職応援一時金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した桑名市住宅等就職応援一時金の支給について、下記の理由により取り消したので、桑名市住宅等就職応援一時金支給事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

取消理由

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第8条関係）